

仙台市スポーツ施設使用料減免要領

(平成 15 年 3 月 31 日市民局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要領は、他に定める場合を除き、仙台市民のスポーツ・レクリエーションの普及振興のためスポーツ・レクリエーション団体等が行う活動を支援することにより、市民のスポーツ・レクリエーション活動の機会を拡大し、また、普及振興を図る目的のためスポーツ施設の使用料の減免に関し必要な事項を定める。

(減免の基準)

第 2 条 市長は、次の基準に従い、スポーツ施設の使用料（照明使用料、冷暖房使用料及び駐車場使用料を除く。以下、この項及び第 2 項において同じ。）を減免することができる。

(1) 全額を減免することができる場合

ア 次に掲げる団体の総会及び役員会で専用使用する場合

- (ア) 仙台市スポーツ協会並びに仙台市スポーツ協会に加盟する各種目別競技団体、各区スポーツ協会、仙台市中学校体育連盟、仙台市スポーツ少年団及びスポーツ指導者協議会並びにこれらの団体の区規模程度以上の下部団体
- (イ) 仙台市障害者スポーツ協会及び仙台市障害者スポーツ協会に加盟する団体
- (ウ) 仙台市学区民体育振興会連合会及び各区学区民体育振興会
- (エ) 仙台市スポーツ推進委員協議会及び各区スポーツ推進委員会
- (オ) 仙台市レクリエーション協会並びに仙台市レクリエーション協会に加盟する各種目別団体及び各区レクリエーション協会
- (カ) 仙台市マイタウンスポーツ活動推進協議会及び各区マイタウンスポーツ協会
- (キ) スポーツ振興課長が必要と認める団体

イ ア（ア）から（キ）までに掲げる団体が主催し区規模以上で行われる仙台市内の小・中学生を対象とするスポーツ大会（当該スポーツ大会の運営上必要な会議（代表者会議等）を含む。）で専用使用する場合

ウ 仙台市が主催するはたちの集いで専用使用する場合

エ 仙台市が主催する消防訓練等で専用使用する場合

オ 仙台市が主催又は共催するスポーツ行事（当該スポーツ行事の運営上必要な会議（代表者会議等）を含む。）で専用使用する場合

カ 仙台市が後援を行う区規模以上の障害者スポーツ大会（当該スポーツ大会の運営上必要な会議（代表者会議等）を含む。）で専用使用する場合

キ ク（ア）から（キ）までに掲げる者が庭球場及びサウンドテーブルテニス室を専用使用する場合であって、当該使用に係るク（ア）から（カ）までに掲げる者に該当する人数が当該使用に係る全体の人数（ク（キ）に規定する介護人は除く。）の 4 分の 1 以上である場合（ク（ア）から（カ）までに掲げる者 1 名につき 1 面に限る。）

ク 次に掲げる者が個人使用する場合

- (ア) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳の保持者
- (イ) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号）の規定に基づき交付された療育手帳の保持者
- (ウ) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条に規定する戦傷病者手帳の保持者
- (エ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 2 条に規定する被爆者健康手帳の保持者
- (オ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の保持者
- (カ) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 43 条に規定する児童発達支援センターに在籍する児童
- (キ) ク（ア）から（カ）までに掲げる者に付き添うことが必要と認められる満 18 歳以上の介護人（介護人が必要な者 1 名につき 1 名までに限る。）

(2) 半額を減免することができる場合

- ア 仙台市が後援を行う区規模以上のスポーツ大会（当該スポーツ大会の運営上必要な会議（代表者会議等）を含む。）のための専用使用の場合
- イ 前号ア（ア）から（キ）までに掲げる団体が研修、講習会等で専用使用する場合（前号アに該当する場合及び運動を主目的とする場合を除く。）
- ウ 前号ク（ア）から（キ）までに掲げる者の運動を目的とした専用使用の場合（前号カ及びキに該当しない場合であって、当該使用に係る前号ク（ア）から（カ）までに掲げる者に該当する人数が当該使用に係る全体の人数（前号ク（キ）に規定する介護人は除く。）の 4 分の 1 以上である場合に限る。）
- エ 宮城野体育館障害者アリーナ優先仮予約（練習等）登録証を所持する団体が運動を目的として宮城野体育館第二競技場を専用使用する場合

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合のスポーツ施設の使用料については、減免しないものとする。

- (1) 主催者が利益を得ることとなる使用をする場合
- (2) 当該使用について仙台市から減免以外の経済的援助を受けている場合（前項第 1 号アに掲げる団体を除く。）
- (3) 観客から入場料を徴収する場合

3 市長は、次の場合に駐車場使用料の全額を減免することができる。

- (1) 第 1 項ク（ア）から（キ）までに掲げる者が施設を使用した場合
- (2) 仙台市体育館及び仙台市青葉体育館・仙台市武道館については入庫から 20 分以内、仙台市新田東総合運動場については入庫から 30 分以内に出庫する場合
- (3) スポーツ振興課長が必要と認める場合

4 前 3 項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める場合には、スポーツ施設の使用料の全額あるいは半額を減免することができる。

(減免額の端数)

第3条 前条の規定によりスポーツ施設の使用料の半額を減免し、減免額に10円未満の端数が出た場合はこれを切り捨てることとする。

(減免申込みの手続)

第4条 第2条の規定によりスポーツ施設の使用料の減免を受けようとする者は、減免申込書(様式第1号)に開催要項等行事の内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、同条第1項第1号キ及びク並びに同条第3項各号の事由により減免を申し込む場合又はやむを得ぬ事由のため別様式で申し込む場合にあっては、この限りではない。

2 第2条第1項第1号キ及びク(ア)から(カ)までに掲げる者が、スポーツ施設の使用料の減免を受けようとするときは、同号キ及びク(ア)から(カ)までに定めるそれぞれの手帳若しくはその写し又はミライロIDまたは在籍証明書若しくは障害福祉サービス受給者証又はそれらの写しを窓口に掲示するものとし、その提示をもって減免申込書の提出があったものとみなす。

3 第2条第1項第1号ク(キ)に掲げる者がスポーツ施設の使用料の減免を受けようとするときは、その介護する者の手帳等又はそれらの写しを窓口に掲示するものとし、その提示をもって減免申込書の提出があったものとみなす。

4 第2条第3項第2号の規定により、駐車場使用料の減免を受けようとするときは、同号に定める時間内に駐車券を精算機に挿入するものとし、それをもって減免申込書の提出があったものとみなす。

(処理期間)

第5条 前条に規定する申込みに対する可否の決定をするまでの標準的な処理の期間は、10日以内とする。(仙台市の休日定める条例(平成元年仙台市条例第61号)第1条に規定する本市の休日を除く。)

附 則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附 則(平成15年10月1日改正)

この改正は、平成15年10月1日から実施する。

附 則(平成18年3月29日改正)

この改正は、平成18年4月1日から実施する。

附 則(平成19年3月26日改正)

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成 19 年 7 月 4 日改正）

この改正は、平成 19 年 7 月 4 日から実施する。

附 則（平成 19 年 8 月 27 日改正）

この改正は、平成 19 年 9 月 1 日から実施する。

附 則（平成 21 年 10 月 27 日改正）

この改正は、平成 21 年 11 月 1 日から実施する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日改正）

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日改正）

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 4 年 3 月 7 日改正）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日改正）

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 8 年 2 月 2 日改正）

- 1 この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 第 2 条第 1 項第 1 号キ及び同条同項第 2 号ウの規定は、この要領の改正の日前に許可する使用（令和 8 年 4 月 1 日以後の使用に係るものに限る。）についても適用する。
- 3 この改正の施行の際、現にあるこの改正による改正前の様式については、当分の間これを取り繕って使用することができる。